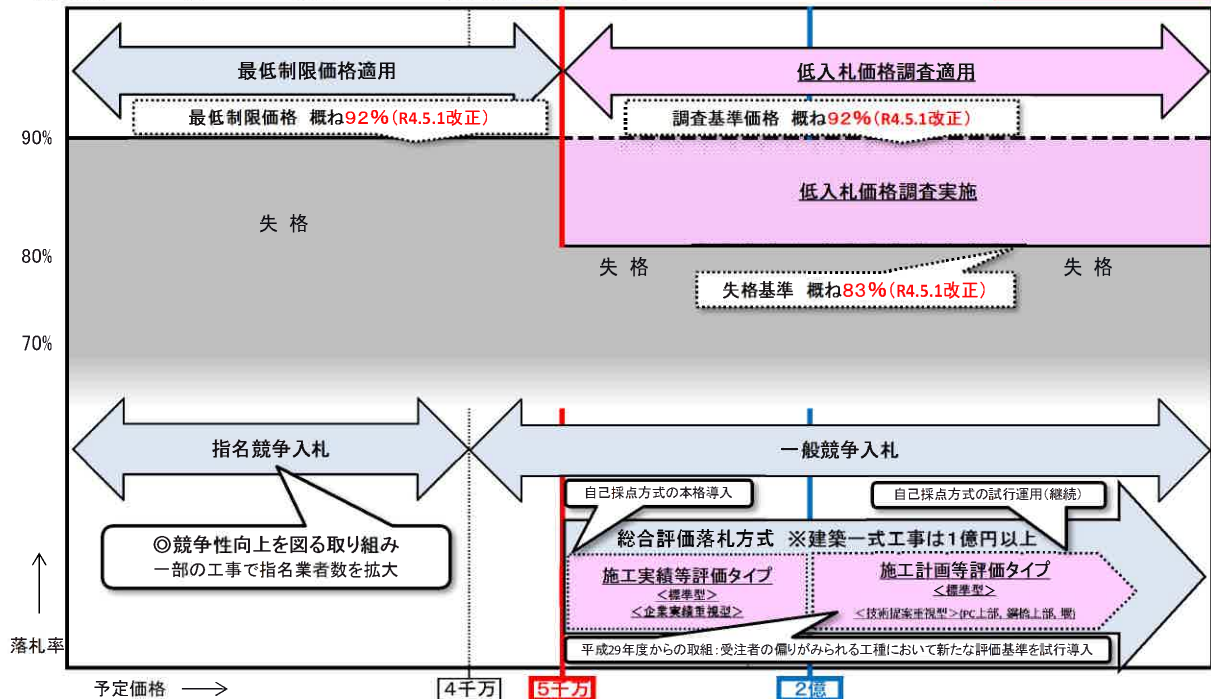


1. 公共工事の入札制度について

大分県の公共工事入札制度の概要

- ・低入札価格調査制度の適用工事は、**予定価格3億円以上または総合評価落札方式を適用する工事が対象。**
- ・総合評価落札方式の施工実績等評価タイプは、予定価格 **2億円** 未満が対象。

令和7年4月1日現在



※低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の制限率は、工種・規模等によって異なる。

※総合評価落札方式は、『**施工体制評価点**』になります。ご注意ください。

一般競争入札の対象工事等について

○平成13年3月
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

○平成18年12月
都道府県の公共調達改革に関する指針(全国知事会)

- ・できるだけ早く指名競争入札を廃止する
- ・当面、1千万円以上の工事は一般競争入札とする

県の目標＝平成21年度までに1千万円まで拡大

【県の取り組み】

- ・平成14年3月まで WTO対象工事
- ・平成14年4月～ 2億円以上
- ・平成16年4月～ 1億円以上
- ・平成19年7月～ 5千万円以上
- ・平成20年4月～ 4千万円以上
- ・平成21～令和5年度・・・拡大見送り

【令和7年度方針の検討状況】

県内建設企業の直近の状況について、経営状況は倒産件数、負債額とも低水準で推移し、建設投資額は前年より公共工事が16%のプラス、民間工事が4%のプラス、県全体では前年度より10%のプラスとなった。

また、企業の経営状況を示す営業利益率は、平成25年度にプラスに転じ、平成27年度までは横ばいの状況であった。平成28年度は、前年度を大きく下回ったがプラスを維持、平成29年度からは災害復旧工事等により営業利益率が増加した。

令和2年度は、前年度の建設投資額の減の影響を受け、営業利益率が再び減少したが、令和3年度は持ち直し、令和4年度以降はほぼ横ばいだが、資材高騰等によりやや減少傾向の状況となっている。

この状態が堅実なものかどうか、さらには建設業界の従業員の高齢化や若年の入職者の減少などの担い手不足が深刻な課題となっており、また職場の処遇改善等働き方改革やICTの活用等生産性向上にも取り組む必要があることから、引き続き様子を見ていく必要がある。

令和7年度の一般競争入札の対象金額は、**現行どおり4千万円以上とする。**

※一部の工事で実施している指名業者数拡大の取り組みは、令和6年度も継続する。

入札、契約に係る留意事項

○ 要件設定型一般競争入札への参加

(1) 公告の確認

随時、発注が行われるので、四半期ごとの発注見通し等を参考のうえ、入札情報サービスシステム（PPI）により、定期的に確認する。

(2) 参加要件

- ① 業種及び格付等
- ② 施工実績等(同種工事、年間平均完成工事高等)
- ③ 地域要件等(本店所在地、総合評定値(P点)等)

※本店等所在地に応じ、求める施工実績や総合評定値（P点）などの要件を求めることもある。

(3) 事務手続の簡素化等

入札参加者の事務負担を軽減するため、添付書類を見直し(H21～)。

- ① 総合評定値通知書(経審結果通知)は、大分県知事許可の者は省略可。大分県知事許可以外の者は、総合評定値通知書の写しを添付すること。

また、合併等により入札参加資格の承継、再認定の手續を受けた者は、合併時経審等に係る総合評定値通知書の写しを添付すること。

その他、経営事項審査後に、本店所在地を変更した場合は、「建設業法第11条の規定に基づく変更届出書」の写しを併せて添付すること。

- ② 総合評価落札方式に係る添付書類の省略等

- ・ 工事成績評定点通知書
- ・ 優良工事表彰に係る表彰状
- ・ 契約後VE提案採否通知書等

また、同種工事については、評価対象を2千5百万円以上の工事であることから、確認資料は、原則としてCORINSデータ（竣工時登録に係る「登録内容確認書」等 JACIC の証明印のあるものに限る。）の写し（記載事項及び評価内容が確認できるもの。）とすること。

(4) 最低制限価格等の算定式

① 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格算定式

(別添1参照)

$$\text{予定価格} \times \frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

- ※1 制限割合は、予定価格の 7.5 / 10 から 9.2 / 10 までの範囲
令和4年5月1日以降、公告又は指名通知を行う工事から適用
- ※2 共通仮設費積上分は直接工事費に含む

【制限割合の算定】

「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費×68%の額」のそれぞれについて、1円未満の端数を切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（少数第3位を四捨五入し、第2位まで）とする。

【最低制限価格の算定】

予定価格に上記の制限割合を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

最低制限価格及び低入札調査基準価格は、予定価格の概ね 92% となる。

② 低入札価格調査における低入札価格調査失格基準の算定式(別添2参照)

$$(\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 74\%) \times 1.1$$

- ※1 その他経費とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計額
- ※2 共通仮設費積上分は直接工事費に含む

【端数処理について】

「直接工事費×87%の額」、「その他経費×74%の額」のそれぞれについて、1円未満の端数を切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額について、1円未満の端数を切り捨てる。

低入札価格調査失格基準は、予定価格の概ね 83% となる。

(5) その他

① 入札金額内訳書

- ・必ずPDFファイルで提出すること。PDFファイルで提出されていないものについては、提出がないものとみなし無効とされる。
- ・入札額に合致していること。
- ・入札額を適正に算定し、見積用設計図書に対応した費目、施工名称、数量等及び入札額の根拠とした単価、金額を明記すること。
- ・低入札調査の対象となる場合は、低入札価格調査失格基準に留意すること。

※ **入札金額内訳書取扱要領及び記載例（HPに掲載）を確認すること。**

(指名競争入札における入札金額内訳書について)

平成27年4月1日以降に通知・公告する競争入札により行う全ての工事において、入札の際、入札金額の内訳書を提出します。

平成28年4月1日以降に指名競争入札によって提出された内訳書が、「建設工事に関する**入札金額内訳書取扱要領**」（HP掲載）の「第7 審査基準」の各号に該当する場合は、当該落札候補者の入札を無効とします。

② 電子入札(※H22.10.1～システム未登録者の紙入札を認めない。)

- ・代表者等に変更があった場合は、速やかに許可上の変更届を提出するとともに、ICカードの変更手続を行うこと。
- ・旧代表者名義のICカードを使用して入札書等を提出した場合は、大分県電子入札運用基準2-6によりICカードの不正使用に該当することになるので、注意すること。
- ・ICカードの変更手続中など、やむをえず、紙での入札を行う場合は、速やかに発注者又は電子入札ヘルプデスク（0120-308-293）に問い合わせ、指示を受けること。
(別添3参照)

③ 入札参加資格証明資料(総合評価落札方式の場合は技術資料等)の作成

- ・年度更正、評価基準の改正等に伴い、提出様式を一部変更している。（別添参照）
- ・提出様式（標準）は、県庁HP（公共工事入札管理室のページ）からダウンロードが可能であるが、公告等と併せて添付されている提出資料（エクセルファイル）で作成すること。
- ・個別の案件により、様式記載事項を変更している場合がある。（入札公告で確認）
- ・提出の際は、必ずPDFファイルに変換すること(PDF以外(圧縮含む)不可)。
(別添4参照)

④ 落札制限の継続について

- ・平成21年度から実施している落札制限については、今年度も分割発注をする工事等を基本として引き続き運用していく。
- ・対象工事や落札決定の優先順位については、各入札公告において示すため、入札公告をよく確認すること。 (別添5参照)

⑤ 特定JVの適用について

- ・特定JVの対象範囲について平成21年度から拡大している。
(原則：概ね5億円以上)
 - 8千万円以上（単体とJVの選択可）
一般土木工事、舗装、法面表面浸食防止工事、建築設備工事、
コンクリート橋梁補修(下部)工事、地すべり工事 (R5.10～拡大)
 - 1億円以上（単体とJVの選択可）
建築一式工事
 - トンネルは全ての工事（JVのみ）が対象。
- ※入札公告にて確認すること。 (別添6参照)

⑥ 入札後、配置予定技術者を配置できなくなった場合（開札まで）

- ・入札後、配置予定技術者を配置できなくなった場合は、開札までに書面により発注者に申出をすることで、無効とすることができる。
(別添7参照)

○ 落札後の対応

(1) 契約書等の提出（余裕期間制度を適用しない工事に限る）

- ①建設工事請負契約書(大分県公共工事請負契約約款等を添付) 2部
- ②建退共証紙購入申告書・掛金収納書
- ③課税事業者届出書又は免税事業者届出書
- ④契約保証金等
- ⑤現場代理人等通知書

(請負金額が5千万円(建築一式8千万円)以上の場合は、下請計画書を添付)

※①～⑤について、落札決定通知の日から7日（初日不算入）以内に提出

主任技術者は、必ず入札時に配置予定として提出した技術者を配置すること。

※「工事請負契約約款」における『契約関係書類様式』の一部改正 (別添8参照)
令和6年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事について適用。

なお、令和6年4月1日現在、工期が満了していない工事についても適用できる。
現場代理人等選任通知書・中間前金払認定請求書・指定部分に係る工事完成通知書・出来形確認請求書・修補完了通知書・工期延長変更請求書・工事完成通知書

(2) 特殊工事等における配置予定技術者の追加配置の取扱い

大分県発注工事にあつては、JVにより施工する場合を除き、原則として、監理技術者又は主任技術者1名のみを配置技術者として認めている。

しかし、特殊工事等（入札参加要件として、配置技術者に同種工事の施工経験を求める工事に限る）において配置予定技術者を追加配置できる取扱いがある。(別添9参照)

(3) 請負代金内訳書及び工程表 ※契約締結後、14日以内に提出。

令和2年10月1日以降に契約を締結するすべての建設工事から法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出が必要となりました。

また、法定福利費の適切な支払いのための取組の実効性を図る観点から、令和4年4月1日から受注者が明示した法定福利費額が、設計図書に明示している「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」と比して、少なくとも、法定福利費額が「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の2分の1以上であることを確認します。

(4) 施工体制台帳・施工体系図

平成27年4月1日以降大分県と契約を締結した工事（全ての公共工事）については、施工体制台帳等を作成し、監督員へ速やかに提出させること。（※変更があった場合は、随時、提出すること。）

総合評価落札方式においては、「県内企業の活用」項目での申請内容と整合させること。

令和2年10月1日以降に契約を締結するすべての建設工事から建設業許可を受けており、社会保険等の加入義務を履行していない者を一次下請負人にすることができない。

(5) 総合評価落札方式の場合（評価項目の履行確認等）

①施工計画書への反映

②評価項目の履行確認

③落札決定に反映された技術提案等の不履行に対する措置

・工事成績評定点の減点、指名停止、減額変更、損害賠償請求等

※特に、県内企業の活用の項目においては、入札時の申請内容のとおりにすること。

○その他

(1) 落札者は、速やかに契約担当者(監督員等)と打合せ、契約締結後、速やかに工事に着手すること。（余裕期間制度を適用しない工事に限る。）

- (2) 配置技術者については、「監理技術者制度運用マニュアル」（国土交通省）に従い、適正に配置すること。（但し、発注者が認めた場合を除く。）特に、4千5百万円（建築一式工事は9千万円）以上の工事においては、許可上の営業所専任技術者との重複及び他の現場との重複等、建設業法違反とならないよう注意すること（ICT活用による兼務を除く）。

工事途中での配置予定技術者の変更は、入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります。

一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられますが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要があります（交代する際は、入札参加要件を満たし、総合評価落札方式においては評価点が同等以上の者でなければなりません。）

※ 途中変更を希望する場合は、必ず事前に発注者に相談すること。

- (3) 下請発注する場合は、発注（見積依頼）から支払に至るまで、建設業法を遵守するとともに、下請業者の指導に努めること。

- (4) 工事完成通知は、履行期限内（履行期限の最終日が閉庁日の場合は、直前の開庁日（時刻）まで）に提出すること。

- (5) 工事成績評定点については、格付における主観点数項目や総合評価落札方式における技術評価等として反映されることから、優良な施工に努めること。

また、工事成績評定点通知書については、受領後、大切に保管すること。

※技術資料提出前に、発注者に確認可能。

- (6) 経営事項審査、入札参加資格（格付）の申請、個別の入札に対する証明（添付）資料等に虚偽の記載等が判明した場合、建設業法に基づく監督処分や入札参加資格の取消等の処分が課されることとなるので、注意すること。

- (7) 落札決定後、自社に対する技術評価点の内訳が知りたい場合は、発注者へ問い合わせること。（※計画タイプは公共工事入札管理室）なお、実績部分は自己採点を行うことにより、次回の入札への参考となる。

- (8) **低入札価格調査の対象工事**において、落札候補者の入札額が調査基準価格を下回る場合は、**発注者からの通知後3 日以内に、応札額により適正な施工が可能であることが判断できる資料の提出が必要**である。(事前に準備)

※期限内に必要な書類の提出がない場合は、適正な施工ができないと判断。

また、当該工事において、事故や建設業法違反等があった場合は、1 年間、調査基準価格未満の入札が認められないこととなる。

- (9) 入札公告等で定められた期限は厳守すること。

また、**入札公告や設計図書等に疑義がある場合は、自社で判断せずに、必ず事前に発注者（公告に掲載されている担当部局、連絡先）へ確認する（必要に応じ、書面による質問を行う）こと。**

- (10) 約款については、最新版（令和7 年4 月1 日～）の約款を使用すること。

また、令和3 年4 月1 日以降、遅延損害金の率は2. 5 %を適用している。

なお、令和6 年4 月1 日から遅延損害金の率が2. 5 %の表記を変更、工事約款第3 7 条ただし書の前払使途拡大の特例適用の払出期間を削除している。
(別添1 0 参照)

- (11) 平成3 1 年4 月1 日以降、総合評価落札方式に「施工体制評価点」が導入されたため、低入札価格調査基準価格以上であれば1 5 点、低入札価格調査基準価格未満であれば0 点の「施工体制評価点」となるので、注意すること。

- (12) 入札等において参加が制限される関連会社について、資本関係は平成2 1 年度から適用しているが、入札の透明性・公正性をより一層確保する観点から平成3 1 年4 月1 日以降に入札公告・指名通知又は見積通知を行う工事について、人的関係の関連会社でも同一の入札への参加制限を適用している。
(別添1 1 参照)

- (13) 契約の保証・前払金（中間前払金含む）保証の保証証書について、保証証書の電子化の条項を約款に盛り込んでいるので、最新版（令和7 年4 月1 日～）の約款を使用すること（引き続き、紙媒体による提出も可能）。
(別添1 2 参照)

大分県が競争入札に付する建設工事の最低制限価格（予定価格が3億円未満かつ総合評価落札方式を適用しない工事に適用）及び低入札価格調査基準価格（予定価格が3億円以上又は総合評価落札方式を適用する工事に適用）について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

令和4年5月1日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格（低入札価格調査基準価格）を算定する。

(1)制限割合の算定

●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

(注1)「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費等×68%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。）

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

●制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

(2)最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の算定

●最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注4) 1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

低入札価格調査における失格基準の取扱いについて

大分県が競争入札に付する建設工事の低入札価格調査基準価格（予定価格が3億円以上又は総合評価落札方式を適用する工事に適用）未満の入札に係る失格基準について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

令和4年5月1日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

●低入札価格調査における失格基準の算定式

$$(\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 74\%) \times 1.10$$

(注1) 「直接工事費×87%の額」、「その他経費×74%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注2) その他経費とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

(注3) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

【電子入札に関するお知らせ】



**入札参加資格業者の代表者等が変更した場合
における電子入札システムへの対応について
(大分県発注における県内業者の場合)**

電子入札参加者において、商号や代表者に変更となった場合に旧代表者名義等のＩＣカードを使用して入札書等を提出した場合は、大分県電子入札運用基準２－６により、ＩＣカードの不正使用に該当することになります。



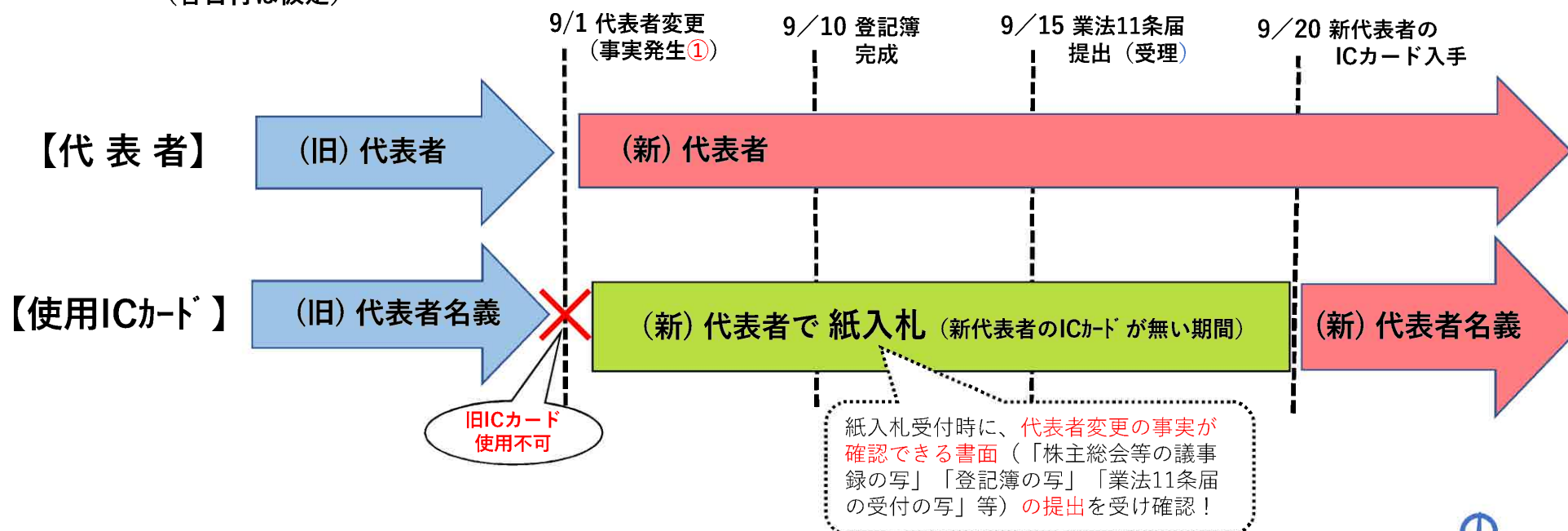
現在、商号や代表者に変更となった場合には、建設業法においては、土木事務所に「建設業法第１１条による変更届（商号、代表者変更）」を提出されると思いますが、電子入札システムへの対応については、以下の３点について注意してください。



- ① ＩＣカードの変更手続を速やかに行うこと。
- ② 旧代表者名義等のＩＣカードの使用はできないこと。
- ③ ＩＣカードの変更手続が入札書等の提出期限に間に合わない場合は、紙入札参加届出書を発注者に２部提出し、承認を得ること。

代表者変更時のICカード変更と入札の関係

(例) 9月1日付 代表者変更
(各日付は仮定)



～代表者の効力発生日～

- ・ 法人の代表取締役が交代する場合は、株主総会の議決や取締役会の決議が必要となる。
- ・ 交代の効力はその決議で定めた日 (①) によって生じるので、代表取締役の登記をしなくても代表取締役は交代していることになる。

大分県電子入札運用基準

2-6 ICカード不正使用の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用した場合には、発注者が別途定めるところにより、入札参加資格の取消または資格の格下げ、若しくは指名停止措置を講じることができるものとする。

また、不正に使用した者が当該入札案件の落札者である場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとし、契約締結後に不正使用が判明した場合には、契約を解除することができるものとする。

<不正に使用した場合の例示>

- ①異なる名義(商号、代表者)のICカードで入札書等を提出した場合。
- ②他人のICカードを不正に使用し、名義人になりすまして入札に参加した場合。
- ③同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合。

3. 電子入札案件の登録等

3-1 電子入札対象案件の明示

電子入札対象案件の入札公告等を作成する際には、電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

3-2 受付期間等の設定

電子入札案件における期間・日時の設定は次のとおりとする。(詳細は、本運用基準のP. 11からP. 16を参照。)

(1) 入札書の提出期間

入札書提出期間は、一般競争入札の場合は設計図書等の閲覧期間終了日前3日間を標準とし、その他の場合は設計図書等の閲覧期間と同期間を標準とする。ただし、閲覧期間が1日の場合は1日加えた期間を標準とする。

なお、特段の事情がある場合はこの期間によらないことができるものとする。

(2) 設計図書等の閲覧期間

従来の入札における運用に準じるものとする。

(3) 開札予定日時

入札書受付締切日時の翌日を標準とする。ただし、特段の事情がある場合はこの日時によらないことができるものとする。

(4) 内訳書開封予定日時

それぞれの入札方式により、開札予定日時前、あるいは開札予定日時後に設定するものとする。

(5) その他の期間・日時

各入札方式とも従来の入札における運用に準じるものとする。

3-3 登録事項の錯誤

公告済みの案件に錯誤があった場合には、登録内容を変更する場合はその旨を、当該案件を中止する場合には中止する旨を、電子入札システム、電子メール、電話、FAX等により入札参加者へ連絡するものとする。

別添 4

第6 証明資料の作成等

競争参加資格を有することを証明するため、第2に留意のうえ、証明資料を次のとおり作成し、提出すること。
 よる。）なお、作成は下表によるほか、「別添 証明資料作成における注意事項」を参照すること。

証 明 事 項 等	提 出 様 式 名	添 付 資 料
1 表紙	・別記様式1	—
2 企業に対する競争参加資格等		
（1）総合評定値（P点）	・別記様式2	・総合評定値通知書の写し（審査基準日が令和4年10月1日～令和5年9月30日の間で直近のもの。）
3 配置予定技術者に対する競争参加資格等		
（1）保有する資格等	・別記様式3	・免許等の写し ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し ・健康保険被保険者証の写し等（被保険者等記号、番号等にマスキングを施されたものであること。） ・実務経歴証明書
4 本店等所在地		
（1）建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地	—	・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し ・建設業法に基づく11条の変更届出書の写し
5 建設業法に基づく経営事項審査		
（1）開札予定日現在で有効な経営事項審査等	・別記様式2	・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し

注意事項

- 1 添付資料は、上記のほか、競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。
- 2 提出様式（別記様式1、別記様式2、別記様式3）を提出しない場合（未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。）には、競争参加資格がないものとして取扱い、入札を無効とする。
- 3 提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。
- 4 添付資料は、兼ねることができる。
- 5 提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限るものとし、PDF形式以外の形式（圧縮ファイル含む）で提出された場合は入札を無効とする。ただし、事前に発注者の承認を得て、大分県電子入札運用基準4、4-2で定める「媒体提出届」を添付して紙で提出された場合は除く。
- 6 証明資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 7 提出された証明資料等は、返却しない。

別添 5

第 入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。												
2	指名停止の有無	大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。												
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。												
4	倒産手続等の有無	破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。												
5	関連会社等の参加	本案件に関連会社が入札に参加していないこと。なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。 （1）資本関係 ア 親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 イ 親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 ウ 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係 協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。 （2）人的関係 ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。 イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。 ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。 ・ただし、アは、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。 ・会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。 ※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。												
6	落札制限等	本案件は落札制限の対象工事であり、優先順位の順に落札者を決定する。（落札者及び落札候補者は、共同企業体で参加した場合の構成員を含む。）優先する工事の落札者が、他の落札候補者となった工事で行った入札を無効とする。（抽選の場合は、抽選後、落札候補者となった時点で無効とする。）落札制限対象工事の落札決定時期より、本案件の落札決定を延期することがある。なお、落札制限の優先順位及び対象工事は次のとおり。 <table border="0"> <tr> <td>1</td><td>令和6年度××第×-○号××工事</td><td>（公告日：令和6年4月1日）</td></tr> <tr> <td>2</td><td>本案件</td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td>令和6年度××第×-□号××工事</td><td>（公告日：令和6年4月3日）</td></tr> <tr> <td>4</td><td>令和6年度××第×-△号××工事</td><td>（公告日：令和6年4月4日）</td></tr> </table>	1	令和6年度××第×-○号××工事	（公告日：令和6年4月1日）	2	本案件		3	令和6年度××第×-□号××工事	（公告日：令和6年4月3日）	4	令和6年度××第×-△号××工事	（公告日：令和6年4月4日）
1	令和6年度××第×-○号××工事	（公告日：令和6年4月1日）												
2	本案件													
3	令和6年度××第×-□号××工事	（公告日：令和6年4月3日）												
4	令和6年度××第×-△号××工事	（公告日：令和6年4月4日）												

落札制限
対象工事

第8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第9の3（3）の通知の日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができるものとする。なお、説明の請求は書面（様式自由）を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。提出場所は、第3の1に同じ。
2	回答	1の書面を提出した者に対しては、認定委員会の議を経たうえで、書面により回答する。なお、回答は1の請求期限の日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に行うものとする。

第9 その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	（1）入札保証金 免除 （2）契約保証金 納付 ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
---	--------------	--

別添 6

単体でもJVでも
入札可能な場合

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件は、次の1から3すべての競争参加資格を満たしている者（単体）又は1から3のすべてを満たす2者を構成員とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に限り入札参加を認める。ただし、共同企業体の取扱い、「大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（昭和53年4月18日大分県告示第398号）」によるものとし、共同企業体の配置予定技術者は、代表構成員から監理技術者を専任配置し、その他構成員からは主任技術者を専任配置すること。また、共同企業体の各構成員の出資比率は30%以上とし、代表構成員は、構成員のうち出資比率が最大であること。なお、共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単体として、本案件の入札に参加することが出来ないものとする。）

1 企業

次の表にて、（1）から（4）のすべての要件を満たしていること。

区分	要件	備考
（1）業種	土木一式工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）による資格認定（格付）
（2）等級	A等級に格付けされていること。	
（3）許可区分	特定建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第1号又は第2号
（4）総合評定値（P点）	下記3の（2）とおり	※土木一式に係るP点

2 配置予定技術者

次の表にて、（1）から（3）のすべての要件を満たす主任（監理）技術者を専任で配置できること。なお、共同企業体として参加する場合は、代表構成員が（1）から（3）のすべての要件を満たす監理技術者を専任で配置できるとともに、その他構成員が（1）及び（3）を満たす主任技術者を専任で配置できること。

区分	要件
（1）国家資格等	上記1の（1）の業種に係る建設業法第15条第2号の資格を有すること。
（2）監理技術者資格等	上記1の（1）の業種に係る監理技術者資格者証を有しており、監理技術者講習を修了している者であること。
（3）雇用関係等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヵ月以上前に雇用された者であること。

ただし、以下に掲げる事項は、配置予定技術者の兼任を認める。

【建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置について】

本案件は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という）に係る対象工事です。ついては、工事現場に配置する特例監理技術者を下記のとおり取り扱います。

<特例監理技術者の配置の取扱い>

1 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は以下の（1）～（10）の要件をすべて満たさなければならない。

（1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という）を専任で配置できること。

（2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（4）同一の特例監理技術者が兼任できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものは、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（5）特例監理技術者が兼任できる工事は、大分県内の工事であること。

（6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができること。

（7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（8）監理技術者補佐が担う業務等を明らかにすること。

配置技術者の取扱いについて

1. 電子入札において、入札後に他の工事を落札したことにより配置技術者が不足することとなり、当該工事を落札しても配置技術者を配置することができないことが明確になった場合は、入札者からの書面の提出により、当該入札を無効として取り扱うものとする。
2. 提出期限は開札予定日時までとし、以降の提出は認めないものとする。
3. 申し出は書面によるものとし、書面以外の方法による場合は、認めないものとする。
4. 申し出がなされないまま落札者となった後において、配置技術者の配置ができないことが判明した場合（病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。）は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

※当該取扱いとは平成19年11月からとする。

※記載例（様式は任意）

（任意様式）

申 出 書

工事名：地特道改○第○号 道路改良工事

このたび、上記工事において入札を行いました。が、下記理由により配置予定技術者の配置ができなくなりましたので、申し出します。

（理由）

〇〇市 発注の〇〇工事にて○ 月 △ 日に落札をし、当該工事に配置予定技術者を配置するため。

平成〇〇年 ○月 × 日

住 所 〇〇市大字〇〇1-1

商号又は名称 株式会社 △工業

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

代表者印

〇〇土木事務所長

契約担当者 佐藤 〇〇 殿

※入札後、配置予定技術者を配置できなくなった場合の申出の例

大分県電子入札立会要領

(趣 旨)

- 1 この要領は、大分県が行う電子入札において、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の8第1項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定する立会に関して必要な事項を定めるものとする。

(開札における立会)

- 2 電子入札に参加した者は、開札の立会ができるものとする。

なお、立会を希望する場合には、入札書提出締切日時までに契約担当者に立会を希望する旨を申し出なければならない。

また、紙入札を行うことが承認された者については、原則として、開札に立ち会わなければならないものとする。

(立会者の確認)

- 3 立会者は、開札が適正に執行されたかどうかについて確認を行うものとする。

(システムへの署名)

- 4 立会者は、上記3の確認後に電子入札システムへ署名を行わなければならないものとする。なお、立会者が複数の場合は、発注者が指名した者（1名）が署名を行うものとする。

(随意契約の取扱い)

- 5 随意契約における見積書開封時の立会については、特段の定めがある事項を除き、本立会要領に定める取扱いに準じるものとする。

附則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年7月19日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

【新】

別記様式1（発注者用）

現場代理人等通知書

⑨（発注者）

⑦年月日：

殿

※代表者印は必要です。

⑧（受注者）

↓
印

※住所、商号又は名称、代表者名は必要です。

①

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した令和 年度 第 号 工事について、
大分県公共工事請負契約約款第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので、通知しま
す。

記

② 現場代理人氏名※

③ 技術者区分 1.主任技術者 2.専任主任技術者 3.専任監理技術者

④ 主任技術者又は
監理技術者氏名※

⑤ 監理技術者補佐氏名※

⑥ 専門技術者氏名※

※ 直接的な雇用関係を確認するため、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等
を添付すること（他者及び基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報等は黒塗りすること）。
配置技術者となりうる資格がわかる資料（免許の写し等）を添付すること。

【旧】

別紙様式1（発注者用）

現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書

①

工 事 名	令和 年度 工事		
工 事 場 所	線 郡 町 川 港 市 大字 港 市 村		
工 期	令和 年 月 日 ~	令和 年 月 日	
従 事 期 間 (変更の場合のみ記載)	令和 年 月 日 ~	令和 年 月 日	
請 負 代 金 額	円 ※消費税込みの額を記入のこと		
② 現場代理人氏名 (生 年 月 日)	T・S・H 年 月 日		
主任技術者又は 監理技術者	③ 技術者区分 1 主任技術者 2 専任主任技術者 3 専任監理技術者	氏 名	④
		生年月日	T・S・H 年 月 日
⑤ 監理技術者補佐氏名		生年月日	T・S・H 年 月 日
⑥ 専門技術者氏名		生年月日	T・S・H 年 月 日
上記のとおり選任したので通知します。			
⑦ 令和 年 月 日			
⑧（受 注 者） 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印 許 可 番 号 般 ・ 特 第 号			
⑨ 発注者 殿			
備 考 配置技術者となりうる資格がわかる資料（免許の写し等）を添付すること。 また、直接的な雇用関係を確認するため、健康保険証の写し等を添付すること。 現場代理人又は配置技術者の変更の場合は変更のあった者についてのみ記載すること。 ※ 標準様式であるので、内容を網羅していれば適宜補正して作成して差し支えないものとする。			

【新】

別記様式－1（受注者用）

現場代理人等通知書

⑨（発注者）

殿

⑧（受注者）

※住所、商号又は名称、
代表者名は必要です。

①

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した令和 年度 第 号 工事について、
大分県公共工事請負契約約款第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので、通知しま
す。

記

②現場代理人氏名※

③技術者区分 1.主任技術者 2.専任主任技術者 3.専任監理技術者

④主任技術者又は
監理技術者氏名※

⑤監理技術者補佐氏名※

⑥専門技術者氏名※

※ 直接的な雇用関係を確認するため、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等
を添付すること（他者及び基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報とは黒塗りすること）。
配置技術者となりうる資格がわかる資料（免許の写し等）を添付すること。

【旧】

別紙様式1（受注者用）

（受 付 印）

現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書

①

工 事 名	令和 年度 工事		
工 事 場 所	線 郡 町 大字 川 市 村 港		
工 期	令和 年 月 日 ～	令和 年 月 日	
従 事 期 間 (変更の場合のみ記載)	令和 年 月 日 ～	令和 年 月 日	
請 負 代 金 額	円 ※消費税込みの額を記入のこと		
②現場代理人氏名 (生 年 月 日)	T・S・H 年 月 日		
主任技術者又は 監 理 技 術 者	③ 技術者区分 1 主任技術者 2 専任主任技術者 3 専任監理技術者	氏 名	④
		生年月日	T・S・H 年 月 日
⑤監理技術者補佐氏名		生年月日	T・S・H 年 月 日
⑥専門技術者氏名		生年月日	T・S・H 年 月 日
上記のとおり選任したので通知します。			
⑦令和 年 月 日			
⑧(受 注 者) 住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名 許 可 番 号 般 ・ 特 第 号 ⑨ 発注者 殿			
備 考 配置技術者となりうる資格がわかる資料（免許の写し等）を添付すること。 また、直接的な雇用関係を確認するため、健康保険証の写し等を添付すること。 現場代理人又は配置技術者の変更の場合は変更のあった者についてのみ記載すること。			

※ 標準様式であるので、内容を網羅していれば適宜補正して作成して差し支えないものとする。

【新】

別記様式1の2（発注者用）

⑨（発注者）

⑦ 年月日：

殿

※代表者印は必要です。

⑧（受注者）

印

※住所、商号又は名称、代表者名は必要です。

現場代理人等変更通知書

① 工事名 令和 年度 第 号 工事

令和 年 月 日 付けで通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり変更

したいので、大分県公共工事請負契約約款第10条に基づき、通知します。

記

現場代理人等変更年月日	
③ 変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	②④⑤⑥ 新現場代理人等氏名
変 更 事 由	

※直接的な雇用関係を確認するため、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等を添付すること（他者及び基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報は黒塗りすること）。

配置技術者となる資格がわかる資料（免許の写し等）を添付すること。

（注）1. 新現場代理人等の記入内容は別記様式1に準ずる。

2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する

- ・現場代理人
- ・主任技術者
- ・専任主任技術者
- ・専任監理技術者
- ・監理技術者補佐
- ・専門技術者

【旧】

別紙様式1（発注者用）

（受 付 印）

現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書

①

工 事 名	令和 年度	工事
工 事 場 所	線 川 港 市 町 大字 村	
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
従 事 期 間 (変更の場合のみ記載)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
請 負 代 金 額	円	※消費税込みの額を記入のこと
② 現場代理人氏名 (生 年 月 日)	T・S・H 年 月 日	
主任技術者又は 監 理 技 術 者	③ 技術者区分 1 主任技術者 2 専任主任技術者 3 専任監理技術者	氏 名 ④ 生年月日 T・S・H 年 月 日
⑤ 監理技術者補佐氏名		生年月日 T・S・H 年 月 日
⑥ 専門技術者氏名		生年月日 T・S・H 年 月 日
上記のとおり選任したので通知します。		
⑦ 令和 年 月 日		
⑧(受 注 者) 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印 許 可 番 号 般 ・ 特 第 号		
⑨ 発注者	殿	
備 考 配置技術者となる資格がわかる資料（免許の写し等）を添付すること。 また、直接的な雇用関係を確認するため、健康保険証の写し等を添付すること。 現場代理人又は配置技術者の変更の場合は変更のあった者についてのみ記載すること。 ※ 標準様式であるので、内容を網羅していれば適宜補正して作成して差し支えないものとする。		

【新】

別記様式1の2（受注者用）

⑨（発注者）

殿

⑧（受注者）

※住所、商号又は名称、代表者名は必要です。

現場代理人等変更通知書

①工事名 令和 年度 第 号 工事

令和 年 月 日 付けで通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり変更

したいので、大分県公共工事請負契約約款第10条に基づき、通知します。

記

現場代理人等変更年月日	
③ 変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	②④⑤⑥ 新現場代理人等氏名
変 更 事 由	

※直接的な雇用関係を確認するため、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等を添付すること（他者及び基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報等は黒塗りすること）。
配置技術者となりうる資格がわかる資料（免許の写し等）を添付すること。

（注）1. 新現場代理人等の記入内容は様式－1に準ずる。

2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する

- ・現場代理人
- ・主任技術者
- ・専任主任技術者
- ・専任監理技術者
- ・監理技術者補佐
- ・専門技術者

【旧】

別紙様式1（受注者用）

（受 付 印）

現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書

①

工 事 名	令和 年度	工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 港 市 大字 港 市 村	
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
従 事 期 間 (変更の場合のみ記載)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
請 負 代 金 額	円 ※消費税込みの額を記入のこと	
② 現場代理人氏名 (生 年 月 日)	T・S・H 年 月 日	
主任技術者又は 監 理 技 術 者	③ 技術者区分 1 主任技術者 2 専任主任技術者 3 専任監理技術者	氏 名 ④ 生年月日 T・S・H 年 月 日
⑤ 監理技術者補佐氏名	生年月日	T・S・H 年 月 日
⑥ 専門技術者氏名	生年月日	T・S・H 年 月 日
上記のとおり選任したので通知します。		
⑦ 令和 年 月 日		
⑧(受 注 者) 住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名 許 可 番 号 般 ・ 特 第 号		
⑨ 発注者 殿		
備 考 配置技術者となりうる資格がわかる資料（免許の写し等）を添付すること。 また、直接的な雇用関係を確認するため、健康保険証の写し等を添付すること。 現場代理人又は配置技術者の変更の場合は変更のあった者についてのみに記載すること。		

※ 標準様式であるので、内容を網羅していれば適宜補正して作成して差し支えないものとする。

【新】

⑤ 年月日：

⑦ 発注者

殿

※代表者印は必要です。

↓

⑥ (受注者)

印

※住所、商号又は名称、代表者名は必要です。

中 間 前 金 払 認 定 請 求 書

大分県公共工事請負契約約款第35条第2項に基づき、工事履行報告書・工程表を添えて
下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

契 約 日

① 工 事 名

③ 工 期 白 至

② 工 事 場 所

④ 請 負 代 金 額 ￥

【請求要件】

- ① 工事一件の請負代金の額が、50万円以上の土木建築に関する工事であること。
- ② 工期の1／2を経過していること。
- ③ 工程表により工期の1／2を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の1／2以上の額に相当するものであること。

【旧】

(第 2 7 号様式)

中間前金払認定請求書

①	工 事 名	第 号			工事
②	工 事 場 所	線 川 港	郡 市	町 村	大字
③	工 期	白 至	年 年	月 月	日 日
④	請負代金額				円

上記の工事について、大分県公共工事請負契約約款第35条第2項に基づき、工事履行報告書・工程表を添えて中間前金払に係る認定を請求します。

⑤ 年 月 日

⑥ 受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

⑦ 発注者

殿

【請求要件】

- ① 工事一件の請負代金の額が、50万円以上の土木建築に関する工事であること。
- ② 工期の1／2を経過していること。
- ③ 工程表により工期の1／2を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の1／2以上の額に相当するものであること。

【新】

第16号様式の2

⑤ 年月日：

⑦ 発注者

殿

※代表者印は必要です。

↓

⑥ (受注者)

印

※住所、商号又は名称、代表者名は必要です。

指定部分に係る工事完成通知書

下記工事の指定部分は、④ 年 月 日 をもって完成したので、大分県
公共工事請負契約約款第31条第1項に基づき、通知します。

記

① 工事名

③ 工 期 自 至

② 請負代金額 ￥

【旧】

※参考様式

指定部分に係る工事完成通知書

① 工 事 名	令和〇〇年度 第 〇 号 地特道改〇 道 路 改 良 工 事
工 事 場 所	別府〇〇 線 〇〇 郡 町 大字 〇〇 川 港 市 村
② 請負代金額	¥18,000,000 円
③ 工 期	自 令和〇〇年 2月 〇日 至 令和〇〇年 4月 〇日
④ 完成年月日	令和 〇〇年 3月 27日

上記工事のうち指定部分に係る工事が完成しましたので、大分県公共工事請負
契約約款第31条第1項の規定に基づき、通知します。

⑤ 令和 〇〇年 3 月 27日

⑥ 受 注 者

住 所

商号又は名称 大分市大字〇〇1番

株式会社 △工業
代表者氏名 代表取締役 〇田満夫

代表者印

⑦ 発 注 者

〇〇土木事務所長 〇本 〇介 殿

【新】

③ 年月日:

⑤ 発注者

殿

※代表者印は必要です。

↓

④ (受注者)

印

※住所、商号又は名称、代表者名は必要です。

出来形確認請求書

大分県公共工事請負契約約款第38条第2項に基づき、第 回出来形確認を請求します。

記

①	工 事 名	
②	工 期	自
		至

【旧】

(第21号様式)

出来形確認請求書

①

工 事 名	第 号	工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 港 市 村 大字	
工 期	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
請 負 代 金 額	円	

上記工事について、大分県公共工事請負契約約款第38条第2項に基づき、第 回出来形確認を請求します。

③ 年 月 日

④ 受注者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

⑤ 発注者

殿

【新】

⑧ 年 月 日

⑩ 発注者

殿

⑨(受注者)

※代表者印は必要です。

↓
印

※住所、商号又は名称、代表者名は必要です。

修 補 完 了 通 知 書

④ 年 月 日の（ ）検査において、指示されました

修補部分については、下記のとおり完了しましたので、大分県公共工事請負契約

約款第31条第6項に基づき、通知します。
記

- ① 工 事 名
- ③ 請 負 代 金 額
- ② 工 事 場 所
- 契 約 口 年 月 日
- ⑤ 修 補 期 限 年 月 日
- ⑥ 修 補 完 了 日 年 月 日
- ⑦ 修補すべき事項

(注) 本文（ ）内には検査種類を記入する。

【旧】

(第18号様式)

修 補 完 了 通 知 書

①	工 事 名	第 号	工事
②	工 事 場 所	線 川 港 市 町 村 大字	
③	請 負 代 金 額	円	
	工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	
④	検 査 期 日	年 月 日	
⑤	修 補 期 限	年 月 日	
⑥	修 補 完 了 期 日	年 月 日	
⑦	修補すべき事項		

上記工事の修補が完了したので、大分県公共工事請負契約約款第31条第6項に基づき、通知します。

⑧ 年 月 日

⑨ 受注者

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

⑩ 発注者

殿

【新】

⑥ 年月日：

⑧ 発注者

殿

※代表者印は必要です。

↓

⑦ (受注者名)

印

※住所、商号又は名称、代表者名は必要です。

工 期 延 長 変 更 請 求 書

大分県公共工事請負契約約款第21条第1項に基づき、下記工事の工期延長変更を請求
します。

記

①	工 事 名	
②	契 約 年 月 日	
③	工 期	自 至
④	延 長 期 日	
⑤	理 由	

(注) 理由は詳細に記入すること。また、必要に応じて、写真や図面等の資料を添付すること。

【旧】

(第12号様式)

工 期 延 長 変 更 請 求 書

①	工 事 名	第 号	工事
	工 事 場 所	線 郡 町 川 港 市 村 大字	
	請 負 代 金 額	円	
②	契 約 年 月 日	年 月 日	
③	工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	
④	延 長 期 日	年 月 日	
⑤	理 由		

大分県公共工事請負契約約款第21条第1項に基づき、上記工事の工期延長変更を請求します。

⑥ 年 月 日

⑦ 受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

⑧ 発注者

殿

第16号様式

【新】

⑤年月日：

⑦発注者

殿

※代表者印は必要です。

⑥(受注者)

↓
印

※住所、商号又は名称、代表者名は必要です。

工事完成通知書

下記工事は④年 月 日をもって完成したので、大分県公共工事請負

契約約款第31条第1項に基づき、通知します。

記

① 1. 工 事 名

② 2. 請負代金額 Y

3. 契約年月日

③ 4. 工 期 自 至

(注) 本文の年月日は実際に完成した年月日を記載する

【旧】

(第16号様式)

工事完成通知

①	工 事 名	第 号	工事
	工 事 場 所	線 郡 町 川 港 市 村 大字	
②	請 負 代 金 額	円	
③	工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	
④	完 成 年 月 日	年 月 日	

上記工事が完成したので、大分県公共工事請負契約約款第31条第1項の規定に基づき、通知します。

⑤ 年 月 日

⑥ 受注者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

⑦ 発注者

殿

特殊工事等における配置技術者の追加配置の取扱い

県が発注する工事については、共同企業体により施工する場合を除き、原則として、監理技術者又は主任技術者1名のみを配置技術者として、配置を認めているところです。

しかしながら、特殊工事等(入札参加要件として、配置技術者に係る同種工事の施工経験を求める工事に限る。)において、技術者を育成するため、配置技術者を追加配置する場合の取扱いについて、下記のとおり定めました。

記

1. 「同種工事の施工経験を有する配置技術者」が現場代理人を兼ねている場合、主任技術者を1名に限り追加配置できるものとする。
ただし、次の条件を満たしている場合に限る。
 - (1) 予定価格が4千万円以上の特殊工事等(入札参加要件として、配置技術者に係る同種工事の施工経験を求める工事に限る。)であること。
 - (2) 工事の着手から引渡しまでの間、当該工事に専任配置すること。(途中交代等があれば、施工経験とみなさない。)
 - (3) 当該工事に配置された時点で、公告等で求めている配置技術者の要件(施工経験を除く。)を全て満たしていること。
2. 当該工事の目的物引渡後、上記1により追加配置された技術者は、主任技術者として当該工事と同種工事の施工経験があるものとする。
3. 適用期日
この取扱いは、原則として、平成21年10月1日以降契約を締結する工事から適用する。
ただし、9月30日以前に契約を締結した工事についても、現場施工の着手前に請負者から配置技術者の追加配置に係る申し出があった場合は、上記1の条件を満たしていれば追加配置を認めるものとする。

【改正案】

大分県公共工事請負契約約款

第一条～第三十三条（略）

（前金払）

第三十四条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の四以内の前払金の支払をこの契約締結の日から三十日以内に発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から二十日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の五を超えるときは、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第四項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第三十五条～第三十六条（略）

（前払金の使用等）

第三十七条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、

、前払金の百分の二十五を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係

【現 行】

大分県公共工事請負契約約款

第一条～第三十三条（略）

（前金払）

第三十四条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の四以内の前払金の支払をこの契約締結の日から三十日以内に発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から二十日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の五を超えるときは、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第四項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年二・五パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第三十五条～第三十六条（略）

（前払金の使用等）

第三十七条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成二十八年四月一日から令和六年三月三十一日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和六年三月三十一日までに、払出しが行われるものについては、前払金の百分の二十五を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係

る支払に充当することができる。

第三十八条～第五十四条（略）

（解除に伴う措置）

第五十五条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第一項の場合において、第三十四条及び第三十五条（第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第三十八条及び第四十二条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第四十七条、第四十八条、第四十九条第一項又は次条第三項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣の決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第四十六条、第五十二条又は第五十三条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなけれ

る支払に充当することができる。

第三十八条～第五十四条（略）

（解除に伴う措置）

第五十五条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第一項の場合において、第三十四条及び第三十五条（第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第三十八条及び第四十二条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第四十七条、第四十八条、第四十九条第一項又は次条第三項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年二・五パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第四十六条、第五十二条又は第五十三条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなけれ

ばならない。

- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第四十七条、第四十八条、第四十九条第一項又は次条第三項の規定によるときは発注者が定め、第四十六条、第五十二条又は第五十三条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第五十六条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 上期限内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第四十七条、第四十八条又は第四十九条第一項の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第四十七条、第四十八条又は第四十九条第一項の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第一項各号又は第二項各号に定める場合(前項の規定により第二項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第一項及び第二項の規定は適用しない。
- 5 第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率の割合で計算した額とする。

ばならない。

- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第四十七条、第四十八条、第四十九条第一項又は次条第三項の規定によるときは発注者が定め、第四十六条、第五十二条又は第五十三条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第五十六条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 上期限内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第四十七条、第四十八条又は第四十九条第一項の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第四十七条、第四十八条又は第四十九条第一項の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第一項各号又は第二項各号に定める場合(前項の規定により第二項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第一項及び第二項の規定は適用しない。
- 5 第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年二・五パーセントの割合で計算した額とする。

6 第二項の場合（第四十八条第九号及び第十一号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四十条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第五十七条～第五十八条（略）

（受注者の損害賠償請求等）

第五十九条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第五十二条又は第五十三条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第三十二条第二項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

第六十条～第六十四条（略）

6 第二項の場合（第四十八条第九号及び第十一号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四十条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第五十七条～第五十八条（略）

（受注者の損害賠償請求等）

第五十九条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第五十二条又は第五十三条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第三十二条第二項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年二・五パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

第六十条～第六十四条（略）

入札注意事項(指名競争入札用) 税率10%用

1. 次の各号に該当する入札は無効とする。なお、(2)に該当する場合は、原則として指名替えを行うものとする。
 - (1) 入札者として資格のない者のした入札(指名通知後、落札決定までの間に、大分県が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格を有するものに対する指名停止措置要領(以下「要領」という。))に基づく指名停止措置要件に該当するに至った者を含む。)
 - (2) 談合を行ったと認められる者のした入札(談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の①から③のいずれかに該当する場合は、原則として談合があったものと認定する。)
 - ① 落札予定金額(率)が入札結果と一致している場合
 - ② 入札結果の落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果又は入札金額費内訳書に不自然な事実がある場合
 - ③ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合 - (3) 同一の入札について二以上の入札をした者のした入札
 - (4) 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札
 - (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
 - (6) 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
 - (7) 郵送による入札
 - (8) 知事が指定する認証方法を用いない者のした入札
 - (9) 契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
 - (10) 開札予定日時までに、書面により「競争参加者としての資格を満たさなくなった(配置予定技術者の配置が困難となった場合等)。」旨の申し出があった者のした入札
 - (11) 入札金額内訳書の提出がない入札
 - (12) 提出された入札金額内訳書に不備があり審査基準に該当した場合
 - (13) 関連会社が参加している者のした入札(※同一の入札において、関連会社が指名されている場合は、1者のみが入札に参加し、他者は入札を辞退すること。)
 なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
 - (i) 資本関係
 - ① 親会社と子会社の関係
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
 - ③ 協同組合等とその構成員(組合員)等の関係
協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。
 - (ii) 人的関係
 - ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合に限る。
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。
 ・ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更正会社(会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合は除く。
 ・会社等の役員は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)、の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。
 なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長(支店長や営業所長等)を含む。
- ※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。
 また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
2. 落札決定後における落札決定の取消し又は契約解除の取扱い
 - (1) 契約担当者は、落札決定後に落札者が要領に基づく指名停止措置を受けた場合(指名停止要領に基づく指名措置要件に該当するに至った場合を含む。))において、指名停止措置に係る事案が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除を行うことができるものとする。
 - (2) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が競争参加資格者の資格を満たさなくなった場合は落札決定の取消し又は、契約の解除を行うものとする。
 - (3) 契約担当者は、契約締結後に契約者が競争参加資格の資格を満たさなくなった場合は契約の解除を行うことができるものとする。
 - (4) 落札候補者、落札者、契約者は、指名通知後、要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った時は、契約担当者へ速やかに申し出ること。また、1の(1)の入札の無効又は2の(1)から(3)までの落札決定の取消し若しくは契約の解除に伴う損害賠償について、契約担当者はその責を一切負わないものとする。
3. 入札回数は原則として2回までとし、落札者がいない場合は、随意契約又は指名替に移行するものとする。
 ただし、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が無効である者は、2回目の入札に参加できないものとする。
4. 設計書閲覧には印鑑持参のこと(電子閲覧の場合は不要)。
5. 入札保証金 免除
6. 最低制限価格等の取扱い 最低制限価格適用
7. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
8. 入札を辞退する者は、入札書提出締切期限までに辞退届を提出すること。ただし、入札書を提出した後は、辞退届の提出は認めない。
9. 辞退を理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。
10. 入札後、配置予定技術者の配置が困難になった場合等入札参加者としての資格を満たさなくなった場合は、開札予定日時までに書面を持参のうえ申し出ること(※入札は無効として取り扱う。))。
 なお、書面以外の方法及び開札予定日時後の申し出は受け付けない。
11. 入札者が1者の場合は、原則として開札を行わず、入札を取り止めるものとする。
12. 電子入札の取扱いについては、大分県電子入札運用基準によるものとする。

第7 入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等の有無	破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
5	関連会社等の参加	本案件に関連会社が入札に参加していないこと。なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。 （1）資本関係 ア 親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 イ 親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 ウ 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係 協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。 （2）人的関係 ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。 イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。 ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。 ・ただし、アは、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。 ・会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。 ※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
6	落札制限等	本案件は落札制限の対象工事であり、優先順位の順に落札者を決定する。（落札者及び落札候補者は、共同企業体で参加した場合の構成員を含む。）優先する工事の落札者が、他の落札候補者となった工事で行った入札を無効とする。（抽選の場合は、抽選後、落札候補者となった時点で無効とする。）落札制限対象工事の落札決定時期より、本案件の落札決定を延期することがある。なお、落札制限の優先順位及び対象工事は次のとおり。 1 令和6年度××第×-○号××工事（公告日：令和6年4月1日） 2 本案件 3 令和6年度××第×-□号××工事（公告日：令和6年4月3日） 4 令和6年度××第×-△号××工事（公告日：令和6年4月4日）

第8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第9の3（3）の通知の日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができるものとする。なお、説明の請求は書面（様式自由）を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。提出場所は、第3の1に同じ。
2	回答	1の書面を提出した者に対しては、認定委員会の議を経たうえで、書面により回答する。なお、回答は1の請求期限の日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に行うものとする。

第9 その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	（1）入札保証金 免除 （2）契約保証金 納付 ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
---	--------------	--

入札に当たっての注意事項

- 1 紙入札で参加する場合は、次の各号に注意すること。
 - （１） 事前に発注者の承認を得ること。※詳細は、大分県電子入札運用基準による。
 - （２） 代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状（別紙様式）を提出すること。
 - （３） 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。
- 2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - （１） 公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
 - （２） 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
 - （３） 同一の入札に、二以上の入札をした者の入札
 - （４） 同一の入札に、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
 - （５） 入札金額の訂正に訂正印のない入札
 - （６） 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
 - （７） 入札金額内訳書取扱要領第7に掲げる審査基準に該当する場合
 - （８） 郵送による入札
 - （９） 関連会社に参加している者のした入札
 なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 資本関係
 - （ア） 親会社と子会社の関係
親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
 - （イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係
親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
 - （ウ） 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係
協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。
 - イ 人的関係
 - （ア） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。
 - （イ） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。
 - （ウ） 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。

・ただし、（ア）は、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

・会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。

※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札に不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 入札後、配置予定技術者の配置が困難になった場合等で入札参加者としての資格を満たさなくなった場合は、開札予定日時までに書面を持参のうえ、申し出ること（※入札は無効として取り扱う。）。なお、書面以外の方法及び開札予定日時後の申し出は受け付けられない。
- 6 入札金額内訳書の提出
 - （１） 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書を提出すること。
 - （２） 提出する入札金額内訳書は、入札公告で指定されたファイル形式（PDF形式）で保存されたものに限る。
 - （３） 入札金額内訳書の作成に当たっては、「公告第4入札金額内訳書の作成等」、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」及び「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」に留意すること。

本文へ

日本一のおんせん県おおいた

ご利用ガイド

閲覧補助

Other Languages

相談窓口



防災ポータル

分類でさがす

目的でさがす

組織でさがす

別添12

現在地 [トップページ](#) > [組織からさがす](#) > [土木建築部](#) > [公共工事入札管理室](#) > 「建設工事」及び「建設コンサルタント等業務委託」における契約の保証及び前払金保証の電子化（本格運用）について

「建設工事」及び「建設コンサルタント等業務委託」における契約の保証及び前払金保証の電子化（本格運用）について

ページ番号：0002288554 更新日：2025年4月1日更新

Post

いいね！ 0

シェアする

LINEで送る

このページを見ている人は
こんなページも見ています

[工事請負契約約款等の改正について](#)[建設工事契約関係様式](#)[土木設計業務委託契約関係様式](#)[建設業者競争入札参加資格一覧表について](#)[入札・契約に関する規定（公共工事等）](#)

県発注の「建設工事」及び「建設コンサルタント等業務委託」における保証証書の電子化（本格運用）について

保証証書の電子化については、県土木建築部発注工事における契約の保証・前払金（中間前払金含む）保証の保証証書で、令和6年6月1日以降、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）の提出を可能とする[試行運用](#)を行っているところです。

令和7年4月1日より「建設コンサルタント等業務委託」を追加し、契約の保証及び前払金保証の電子化を全庁で本格運用することとしたので、お知らせします（引き続き、紙媒体での提出も可能）。

なお、引き続き電子証書の発行を予定している保証機関は、保証事業会社（※）です。

また、本格運用の詳細については、年度末における「[契約約款等の改正](#)」を参照してください。

※西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社

令和7年4月1日に、以下のファイルを添付しました（電子証書の提出方法に変更はありません）。

[電子証書の提出方法（本格運用の概要）](#) [PDFファイル/724KB]

[電子保証（本格運用）のご案内（4月1日より全庁で本格運用開始）](#) [PDFファイル/804KB]

令和7年4月1日の「[契約約款等の改正](#)」により、保証証書の電子化に関連する条項を追加したため、「試行運用で使用した特約条項の添付が不要」ととなりました。契約書等の作成時に使用する契約約款については、最新の契約約款を使用してください。

このページに関するお問い合わせ先

契約の保証及び前払金保証の電子化について(本格運用)

令和7年4月1日より、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いの本格運用を開始します。(電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。)

具体的な電子化による取扱いについては、保証機関(保証事業会社)に確認した上で、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

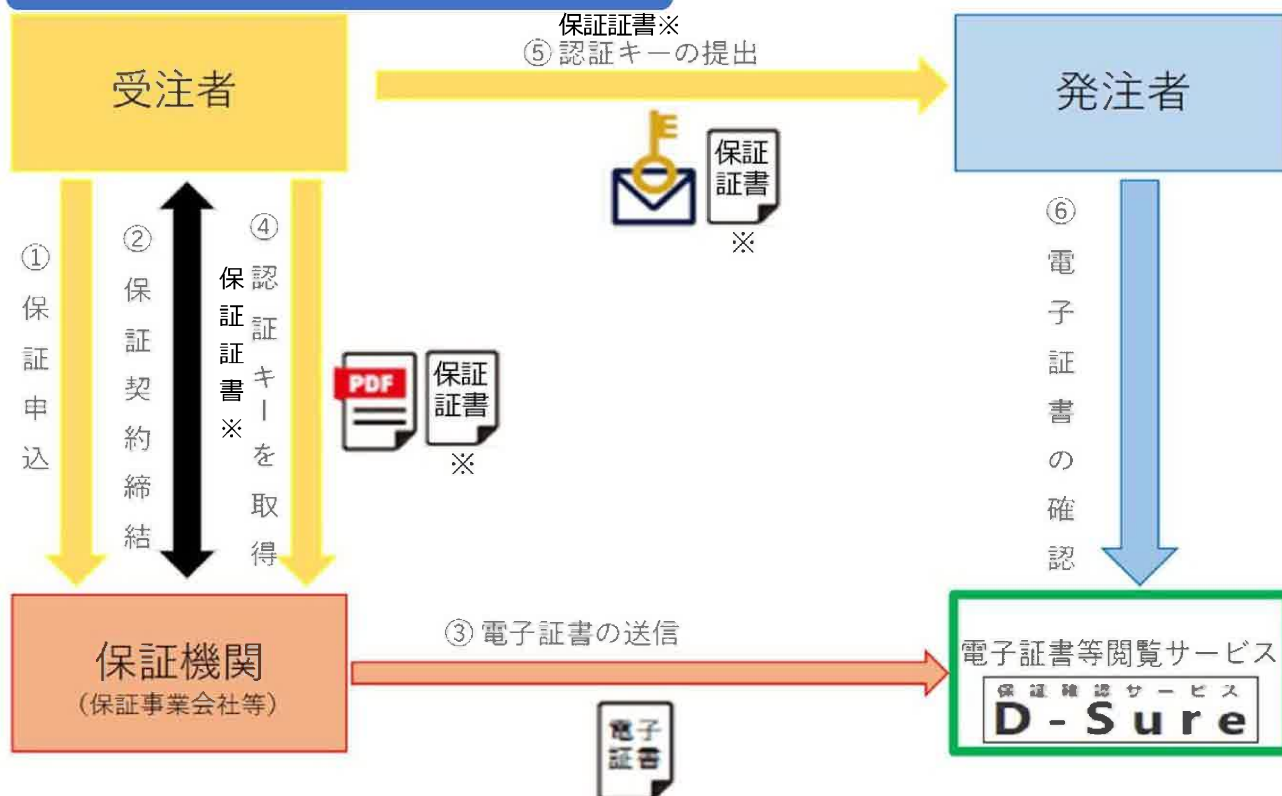
電子化の対象となる保証証書

契約の保証 → 契約保証証書 (引受先：保証事業会社※) 電子化対象

前払金保証 (中間前払金含む) → 前払金保証証書 (引受先：保証事業会社※) 電子化対象

※保証事業会社とは、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社のことです。

電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』及び『保証証書(〇〇保証)』(電子証書の内容を確認する画面)を印刷したものを発注者に提出します。

また、当初契約書の作成時においては、「大分県公共工事請負契約約款【R7.4.1～】」または「大分県土木設計業務等委託契約約款【R7.4.1～】」等を使用する必要があります。

令和7年4月1日より **大分県** で本格運用開始

電子保証のご案内



Attention!!

「契約保証」と「前払金保証」の保証証書は、電子証書でのご提供が可能となりました。

受取から提出にかかる時間の削減!! ↓

リモートワークにも対応! 業務効率アップ!! ↑

電子保証とは

書面の「保証証書」に代わり「電子証書」（保証証書に記載する内容が記録されたデータ）を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。

ご利用の要件

お客様が「e-Net 保証」を利用し保証申込まいただくこと

対象案件

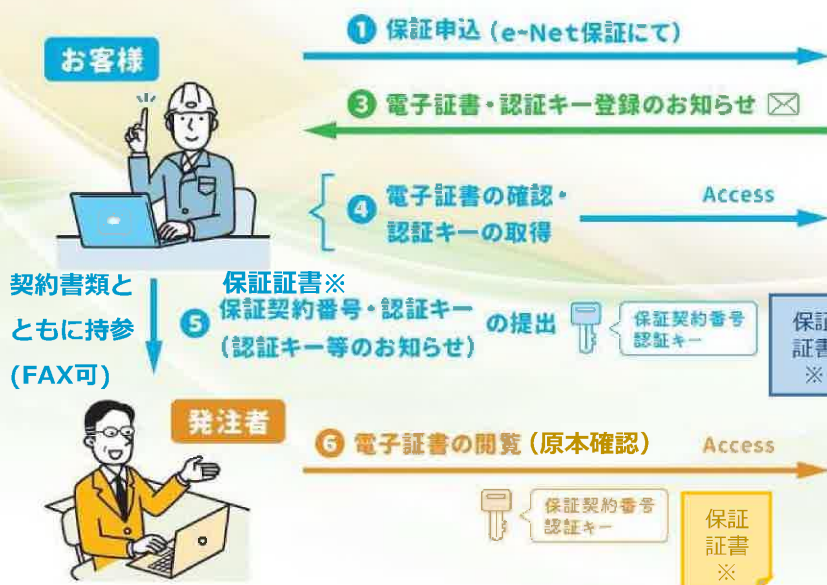
令和7年4月1日以降に、大分県の各発注機関と当初契約を締結する「建設工事」及び「建設コンサルタント等業務委託」

対象の保証証書

契約保証、前払金保証、中間前払金保証



電子保証の仕組み



当社

インターネット保証サービス eNet 保証

② 電子証書・認証キー※
(保証契約締結後に表示)



※発注者がD-Sure (発注者用保証確認サービス) において電子証書を閲覧するために必要となる暗証番号

D-Sure

(発注者用保証確認サービス)

日本電子認証(株)



※ 保証証書とは、電子証書の内容を確認する画面を印刷したのになります。

お申込の流れ (STEP1,2)

STEP 1

e-Net保証より保証申込 ～ 保証証書の受取方法は、「電子交付」を選択 ～



① 当社HPよりログインする

<https://www.wjcs.net/> 西日本建設業保証 検索



保証申込

連絡事項等の入力画面

保証証書の受取方法

☒ 電子交付を希望する

「電子交付を希望する」を選択

保証契約締結後に、「電子証書・認証キー登録のお知らせ」メールをお客様へお送りします

STEP 2

お知らせメールをご確認後、
**e-Net保証「電子証書の確認はこちら」を
クリック**

② 当社HPより「電子証書の確認はこちら」を クリックしログイン画面へ

ログインする際のお客様ID・パスワードは、
e-Net保証のお客様ID・パスワードと共通です。



お申込の流れ (STEP3,4)

STEP 3

電子証書の内容を確認

種類	発注者/日	保証契約番号	区分	発注者	工事名	請負金額(税別)：円 請負金額(税込額)：円	保証金額：円	保証キー
	2022/01/28	2070502096	契約	大分県知事	〇〇道路改良工事	100,000,000	10,000,000	表示
	2022/01/28	2070504427	承認	大分県知事	△△トンネル工事	50,000,000	20,000,000	表示
	2022/01/28	2070504426	承認	大分県知事	〇〇道路改良工事	100,000,000	40,000,000	表示

③ 該当する保証契約番号をクリック

保証書印刷番号	保証書印刷日	保証書印刷金額	保証書印刷金額(税別)	保証書印刷金額(税込)	保証書印刷金額(税別)	保証書印刷金額(税込)
2070504426	2022/01/28	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000

この画面は、印刷・保存が可能です。

【重要】 印刷をして、「発注者」へご提出ください

STEP 4

認証キー等の取得 及び発注者へ提出

④ 「認証キー」の表示をクリック

次画面より「認証キー等のお知らせ」
(PDFファイル)をダウンロード



保証書印刷番号	保証書印刷日	保証書印刷金額	保証書印刷金額(税別)	保証書印刷金額(税込)	保証書印刷金額(税別)	保証書印刷金額(税込)
2070504426	2022/01/28	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000

【重要】 印刷をして、「発注者」へご提出ください

発注者はD-Sure(発注者用保証確認サービス)を通じて、電子証書を閲覧します。

発注者が電子証書を閲覧するためには、お客様から発注者へ、STEP4で取得した「認証キー等のお知らせ(PDF)」をご提出いただく必要があります。ご提出方法をあらかじめ発注者にご確認いただくと、お手続きがスムーズです。

注) 受注者は、電子証書に係る『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』及び『保証証書(〇〇保証)』（電子証書の内容を確認する画面）を印刷したものを発注者に提出します。
また、当初契約書の作成時においては、「大分県公共工事請負契約約款【R7.4.1～】」または「大分県土木設計業務等委託契約約款【R7.4.1～】」等を使用してください。

Q&A

Q

電子保証を利用するには
どのような手続きが必要ですか。

A

e-Net保証のID登録が必要になります。
すでにID登録がお済みの場合は、
新たな手続きは不要です。

Q

全ての保証証書が電子保証の
対象となりますか。

A

対象は以下のとおりとなります。

- ・ 前払金保証
- ・ 中間前払金保証
- ・ 契約保証

※契約保証予約は対象外です。

Q

大分県における
電子保証の対象案件を
教えてください。

A

令和7年4月1日以降に、大分県の各発注機関と
当初契約を締結する「建設工事」及び「建設コ
ンサルタント等業務委託」が対象となります。
また、当初契約書の作成時においては、「大分
県公共工事請負契約約款【R7.4.1～】」または
「大分県土木設計業務等委託契約約款【R7.4.1
～】」等を使用してください。

Q

大分県における
認証キー・電子証書の
提出方法を教えてください

A

持参（FAXも可）となります。
なお、詳細は、土木建築部の各発注機関に
ご確認ください。

Q

保証証書以外の書類も
電子化されますか。

A

お客様控え及び保証料計算書も電子化されます。

